

## INDEX.....

- 単身入居の皆様に対するみまもりサービスのお知らせ(有料)
- 家族構成に変更はありますか?
- 家賃減免申請書の受付
- 住宅管理公社の窓口時間延長のお知らせ
- 収入認定の内容に変動があった場合について
- 令和7年4月からの納入通知書は4月下旬にお届けします
- 退去予定の方へ
- 札幌市からのお知らせ 令和7年4月からの証明手数料について
- 入居者の皆様が行う修繕範囲と内容について



(一財)札幌市住宅管理公社の  
ホームページアドレスです!

<https://s-j-k.or.jp/>



## 単身入居の皆様に対する みまもりサービスのお知らせ(有料)

市営住宅に一人でお住まいの方の安否を心配するお問い合わせが増えてきています。そこで、ご自身の安否を登録したご家族等へ週2回メールでお伝えするみまもりサービスと、万一、自宅内で死亡となってしまった場合に、残存家財を処分する費用や原状回復費用の補償(補償限度額 最高100万円)が付いた有償サービスの斡旋をしています。

集会所にパンフレットを用意しておりますので、ぜひこの機会にご家族・ご親戚の方ともご検討いただくことをおすすめいたします。詳しくは下記へお問い合わせください。

※ 費用補償は自宅内での死亡時のみ対象となります。

問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 管理課

☎211-3385

## 家族構成に変更はありませんか？

春は、卒業や新入学、就職、転勤などにより、家族構成に変更が生じることがあります。

家族構成に変更がある場合は、区役所への届出とは別に、住宅管理公社へも申請(届)が必要です。



### ◎ 家族構成の変更内容について

- ① 同居者異動届 ⇒ 同居親族の死亡、退去、または出生があった場合。
- ② 同居承認申請 ⇒ 現在入居を許可された方以外の親族(子・親・配偶者など)を同居させようとする場合。
- ③ 入居承継承認申請 ⇒ 名義人が死亡、または離婚等により退去し、引き続き同居親族が住宅に住む場合。  
※ 異動の事由が生じてから14日以内に申請書を提出しなければなりません。

### ◎ その他の変更内容について

- ① 長期不在届 ⇒ 入居者全員が15日以上住宅を不在にする場合。

なお、申請(届)には公的証明書の添付が必要なものがあります。また、申請の承認には、各種条件を満たすことが必要となりますので、事前にお問い合わせください。

### 問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係 ☎211-2355

## 家賃減免申請書の受付

市住ニュースさっぽろ(令和7年1月号)でもお知らせしておりますが、家賃の減免期間が令和7年3月で満了し、引き続き減免を希望される方は、令和7年4月末日までに減免申請が必要です。(3月に早めの申請をお勧めします。)



### 問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係 ☎211-2355

## 住宅管理公社(中央区北1西2オーク札幌ビル1階)の 窓口時間延長のお知らせ

家賃減免申請に関して、4月23日(水)、24日(木)、25日(金)、28日(月)、30日(水)の5日間(土日祝日は除く)は、通常の午後5時15分を、午後7時まで延長して受付しますので、日中の手続きが難しい方はどうぞご利用ください。

## 収入認定の内容に変動があった場合について

2月上旬に送付した収入の認定通知書について、下記の事由により、世帯の収入が減少したときや控除に変動が生じたときは、『収入修正申告書』を提出することができます。

- (1) 退職又は事業を廃止したとき。
- (2) 転職や休職、雇用形態の変更(正職員から嘱託職員など)により収入が減少したとき。
- (3) 障がいの新たな認定や等級の変更があったとき。
- (4) 別居扶養者を新たに追加したいとき。
- (5) その他、一時的なものは除き、収入や控除に変動が生じたとき。

問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係

☎211-2355

## 令和7年4月からの納入通知書は 4月下旬にお届けします

令和7年4月分から9月分までの市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料の納入通知書は、4月下旬にお届けします。なお、4月末までに届かなかった場合は、下記までお問い合わせください。また、令和7年10月分から令和8年3月分までの納入通知書は、令和7年10月下旬にお届けします。

問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 駐車場・収納担当係

☎208-1280

## 退去予定の方へ

市営住宅を退去する場合は、「退去届」の提出が必要です。退去を予定されている方は、明け渡しの10日前までに集会所管理人(点在団地については住宅管理公社)に連絡し、必要書類や退去手続きについての説明を受けてください。

なお、退去の立ち合い(鍵の返却)は指定管理者が行います。

問い合わせ先

各団地の集会所管理人、又は

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 駐車場・収納担当係

☎208-1280

## 札幌市からのお知らせ 令和7年4月からの証明手数料について

物価上昇によるコスト増などを理由とした札幌市証明等手数料条例の改正に伴い、令和7年4月1日から、駐車証明(いわゆる車庫証明)及び家賃等の証明手数料が現行の350円から400円に変更となります。

問い合わせ先

札幌市 都市局市街地整備部 住宅課 管理係

☎211-2806

## 入居者の皆様が行う修繕範囲と内容について

市営住宅の修繕のうち、入居者の費用負担で行っていただくものについては、「入居者募集のパンフレット」や入居説明会でお配りしている「市営住宅ガイド」にてお知らせしておりますが、お問い合わせも多く寄せられていますので、改めて以下の表でご確認ください。

なお、場合によっては、札幌市(指定管理者)の負担で修繕することがありますので、指定管理者にご連絡ください。

◎ 入居者の負担で修繕または取替えていただくもの(退去時の修繕区分についても同じ取扱いになります。)

項目	種別	内容
畳	畳表、畳床、畳縁	修繕・取替(結露によるものも含む)
建具	障子	枠、組子の修繕・取替
	ふすま	紙、中骨、枠の張替・修繕・取替
	戸(トイレ、各室)	引手、取手、戸車、レール、錠の修繕・取替
	玄関ドア	錠前、鍵、防犯くさり、防犯レンズ、丁番、郵便受、牛乳受のふたの修繕・取替
	窓枠	戸車、レール、クレセント(戸締り用の締め金具)の修繕・取替
	全室ガラス、網戸	修繕・取替
壁、床、天井	部屋壁、床材、天井	張替・修繕・塗装(結露によるものも含む) (ただし、市の指定により行うものとする)
棚、台、カーテンレール、換気等	吊棚、その他の棚	修繕・取替
	流し台、洗面台、ガス台	清掃・修繕・取替
	カーテンレール	修繕・取替
	換気孔、FF排気筒	清掃・修繕・取替
	換気扇、レンジフード (煙突用)夏ぶた	清掃、スイッチ、ヒモ、ハネ、ケース、パンチングメタル(穴あき鋼板)の修繕・取替 取替
	ガス設備	ガス栓
給油設備	給油栓、ふた	給油コック、ふたの取替
給排水設備	給水栓(給湯含む)、止水栓、散水栓	カランの修繕、パッキン類(混合水栓のカートリッジを含む)の取替
	台所の排水	清掃、トラップ、目皿の修繕・取替
	洗面台の排水	清掃、目皿、栓(くさりを含む)の修繕・取替
	浴室の排水	清掃、目皿、浴槽の栓(くさりを含む)の修繕・取替
	ベランダの排水	清掃、目皿の修繕・取替
	洗濯機置場の排水	清掃、目皿、ゴム栓(くさりを含む)の修繕・取替
	トイレの排水、便器	清掃、便座、便座ゴム、便座取付金具の修繕・取替、便器の脱着
	紙巻芯棒	取替
	トイレロータンク	ボールタップ、レバー、ハンドル、フロートバルブ、くさりの修繕・取替
電気設備	電球、蛍光灯管	取替
	照明器具	修繕・取替(非常用照明の器具は除く)
	スイッチ、コンセント	修繕・取替
	ブザー、インターホン、押ボタン、プレート、ボックス等	修繕・取替
	テレビ用端子(室内ユニット)、プレート	修繕・取替
暖房器具	放熱器の空気抜きコック、バルブ	修繕・取替
	フィルター	清掃
熱交換器	フィルター	清掃・取替
屋外設備等	集合郵便受、室名札	付属金具(丁番、取手、扉等)の修繕・取替
	集合煙突	清掃
	物干しフック	修繕・取替
	排水管(屋内含む)、側溝等	清掃(敷地内を含め「札下」の柵まで)
	ベランダ仕切板	取替(火事等による緊急避難に伴う破損を除く)

(リース使用している器具の修理等は、各リース会社へお問い合わせください。)

(共用部分は一部自治会負担で修繕・取替)

### 問い合わせ先

#### 市営住宅指定管理者

- ・北・西・手稲区の方 エムエムエスマンションマネジメントサービス(株) 011-232-3111
- ・中央・東・白石区の方 日興美装工業(株) 0120-846-219
- ・豊平・清田・南区の方 (株)東急コミュニティー 011-555-0071
- ・厚別区の方 (株)東急コミュニティー 011-801-7060